

令和4年度 枝幸町三笠山スキー場安全報告書

枝幸町三笠山スキー場リフト

1. 利用者の皆様へ

当法人の索道事業に対して、日頃のご利用とご理解、誠にありがとうございます。

当法人は、経営理念の第一に安全の確保を掲げ、法令の遵守とともに安全輸送に努めております。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取り組みや安全の実態について、自ら振り返るとともに広くご理解いただくために公表するものです。皆様からの声を輸送の安全に役立てたく、積極的なご意見を頂戴できれば幸いです。

NPO法人枝幸三笠山スポーツクラブ 理事長 井 上 諭 一

2. 基本方針

当法人の経営理念の第一は、安全の確保です。「安全基本方針」を次のように掲げ、理事長以下従業員に周知・徹底しております。

※当法人安全管理規定より抜粋

(輸送の安全を確保するための方針)

第2条 理事長及び職員は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、索道施設所属職員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針は次項によるものとし、安全確保に関する業務の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

2 理事長、職員(職員に準ずるものを含む。以下「職員等」という。)の安全に係る行動規範(安全基本理念、安全方針)は、次のとおりとする。

- (1) 一致協力して輸送の安全の確保に努めること。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程(本規程を含む。以下「法令等」という。)をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
- (4) 職務に実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをすること。
- (5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとること。
- (6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
- (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。

3 第1項の方針に基づき策定した索道施設及び職員等に係る安全性の維持、向上のための施策は、適宜見直すものとし、当該施策及びこれに基づく取り組みの実績その他安全に関する情報については、毎年度、これをとりまとめ安全報告書として公表する。

3. 事故等の発生状況とその再発防止装置

(1) 索道運転事故

令和4年度は、国土交通省への索道運転事故報告書はありません。

(2) インシデント(事故の兆候)

令和4年度、国土交通省へのインシデント報告はありません。

4. 輸送の安全確保のための取り組み

(1) 人材教育

当法人では、輸送や皆様の安全に役立つよう、シーズン営業開始前に施設及び取扱についての職員研修を実施しています。

(2) 緊急時対応訓練

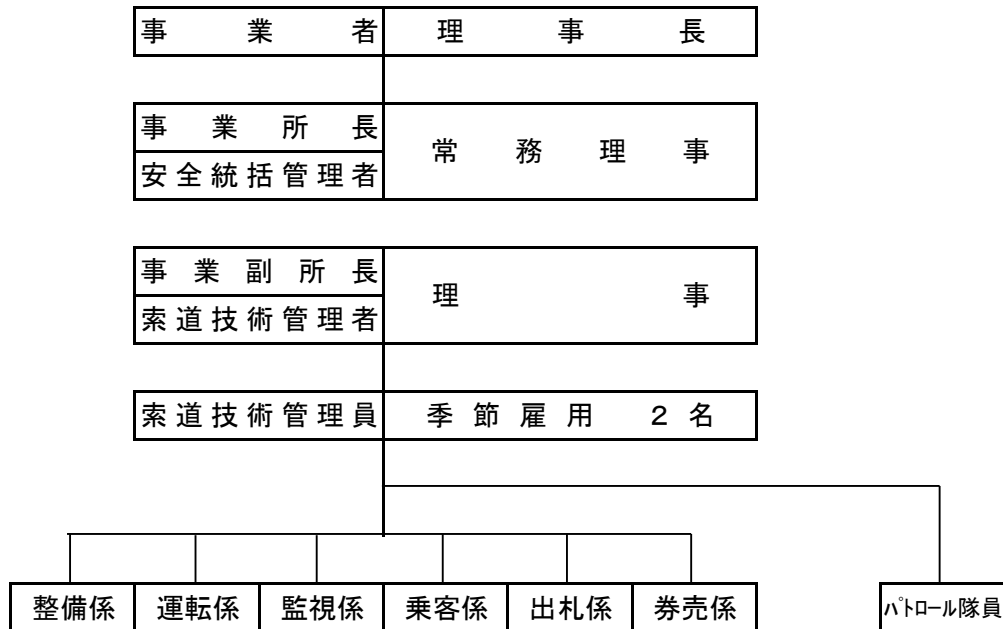
毎年、シーズン営業開始前に、救助訓練を従業員に実施しています。

(3) リフトの整備

リフト修繕(通信ケーブル交換、分岐スリーブ接続、脱索検出装置取替、山頂監視盤撤去・交換
山頂保安機器交換・撤去)

5. 当法人の安全管理体制

理事長をトップとする安全管理組織を講築し、各責任者の責務にしています。



6. 利用者の皆様の連携とお願い

(1) お客様により「安全」「安心」で信頼される索道を目指し、利用者の皆様からいただいたご意見などを役立てていきます。

(2) リフト乗車時の注意事項

1. 「待機位置」でお待ちください。 (ソーシャルディスタンス)
2. 係員の指示で「乗車位置」まで進んでください。
3. ストックはまとめて片手にお持ちください。
4. イスには正しくおすわりください。
5. 1人のときはイスの中央におすわりください。
6. 乗車中は絶対にイスをゆさぶらないでください。
7. 乗車中はゴーグル、グローブ、フェイスマスク(マスク)等着用してください。
8. 乗車中に減速または停止する事がありますのでご注意ください。
9. 乗車に不安のある方は事前に係員まで申し出てください。
10. お降りのときは、「降車位置」ですばやく前方へすべり降りてください。
11. スキーウェアなどの紐は短くしばってください。

7. ご 連 絡 先

安全報告書へのご感想、当法人への取り組みに対するご意見をお寄せください。

〒098-5822

北海道枝幸郡枝幸町北幸町912番地44

枝幸町総合体育館研修施設2階 クラブハウス

NPO法人 枝幸三笠山スポーツクラブ事務局

TEL:0163-64-7272

FAX:0163-62-1026